

第一次世界大戦期のドイツ・ユダヤ人の動向

——「中央協会」と「シオニスト連合」の協力関係を中心に——

長 田 浩 彰

はじめに

大戦勃発前のドイツ・ユダヤ人は、同化か、シオニズムかという方向で大きく二つに分裂、対立していた。⁽¹⁾それは、1897年10月末に成立した「ドイツ・シオニスト連合」(Zionistische Vereinigung für Deutschland 以下「シオニスト連合」と略記)で、シオニストにパレスチナ移住を人生設計に組み入れることを義務づけるという「ポーゼン決議」が1912年5月に出されたことをその契機としている。⁽²⁾これは、同化ユダヤ人としてドイツに生まれ育ったドイツ人である「シオニスト連合」のより若い世代(=第二世代)⁽³⁾が、あくまで同化を承認しない「反セム主義」に晒されるなかで、自らのユダヤ人としてのアイデンティティーをシオニズム運動ないしその理念に模索することにより生じた具体的宣言であり、若き情熱の現れでもあった。しかしそれは他方、今までドイツへの同化を信条としてきた大多数のドイツ・ユダヤ人を非常に驚かせた。第二次モロッコ事件の後、国際関係の緊張と共に国内ではナショナリズムが高揚する当時のドイツにおいて、シオニストのユダヤ民族主義的急進化は、非シオニストのドイツ・ユダヤ人にとっては、驚異と映ったであろう。その反応として、同化肯定派のドイツ・ユダヤ人の一部により、「反シオニスト委員会」⁽⁴⁾が設立され、今までは、反セム主義に対する自衛活動を目的として、反シオニスト活動は主だって行ってこなかった「ユダヤ教徒ドイツ国民中央協会」⁽⁵⁾(Centralverein deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens 以下「中央協会」

と略記)も翌13年3月には、ドイツ国民意識を否定するシオニストとは袂を分かつという決議を出している。このようにドイツ・ユダヤ人は、数的にみれば多数派である非シオニストと少数派であるシオニストという関係⁽⁶⁾ではあるが、今までにはなかった組織的対立の様相をそこで呈していたわけである。

このような分裂状況にあったドイツ・ユダヤ人が、第一次大戦に巻き込まれることでどのように対応していったのかを、上記2組織(「中央協会」と「シオニスト連合」)の動向を整理・分析することで明らかにすることが本稿の目的である。従来、この時期を対象とした研究としては、ドイツの為政者・軍部とドイツ・ユダヤ人およびシオニストらの関係を包括的にあと付けた E. ツェヒリンの名著⁽⁷⁾のほか、ユダヤ人の側からこの時期をみるという視点を持つものとしては、大戦中から戦後ワイマル期にかけてのドイツ・ユダヤ人の意識変化にスポットを当てた E. ライヒマン⁽⁸⁾、および、それを第一次大戦期で見た野村真理氏⁽⁹⁾、大戦中のドイツ・ユダヤ人全体の動向を当時のドイツ・ユダヤ系の新聞・雑誌等を中心的史料として分析・整理した S. マギル⁽¹⁰⁾、大戦中、戦況の停滞や悪化の中で高まる反セム主義に対して、前述の「中央協会」と「シオニスト連合」が如何に対応したかを扱った D. エンゲル⁽¹¹⁾、また、大戦中の反セム主義に対する自衛活動でこれら2組織が統一戦線を組めなかった原因を「中央協会」側のシオニストに対するドイツ・ユダヤ人内でのヘゲモニー保持の姿勢に求めたエンゲルの説に異論を唱えた J. マテウスの研究⁽¹²⁾などがある。本稿では、マテウスの成果を踏まえつつ、これら両組織が、第一次大戦期のドイツという特殊な状況下で、どのような関係を構築していこうとしたのかを整理・分析される。

〔註〕

- (1) この点については、以下を参照。Jehuda Reinharz, *Fatherland or Promised Land. The Dilemma of the German Jew 1893-1914*, Ann Arbor 1975, S. 188-224,

Marjorie Lamberti, "From Coexistence to Conflict: Zionism and the Jewish Community in Germany, 1897-1914", in: *Year Book (Leo Baeck Institute)* [以下, *YBLBI* と略記] 27 (1982) S. 53-86, 拙稿「一九一二年のドイツ『ユダヤ人問題』—W・ゾンバルトと M. ゴールドシュタインの著作をめぐって—」[以下, 「ユダヤ人問題」と略記]『西洋史学報』(広島大) 17 (1990) 36-56頁。

- (2) いわゆる「ポーゼン決議」とは、1912年5月26～28日、ポーゼンでの「シオニスト連合」代表者会議で出された諸決議中の「パレスチナへの個人的利害」についての決議であり、次のような内容を持っていた。「個人の解放のためのパレスチナでの活動の意味をより重視する結果、また、最終目標達成の手段として、当代表者会議は、パレスチナへの移住を人生設計に組み込むことをあらゆるシオニストととりわけ経済的に自立した人々の義務とすることを宣言する。いずれにせよ、あらゆるシオニストは、自分自身でパレスチナに個人的利害を見い出すべきであろう。・・・」Jehuda Reinharz (Hg.), *Dokumente zur Geschichte des deutschen Zionismus 1882-1933*, Tübingen 1981, S. 106, *Jüdische Rundschau. Allgemeine jüdische Zeitung* [以下, *JR* と略記], Berlin 1912, Nr.24, S. 222. この決議採択の状況については、Yehuda Eloni, *Zionismus in Deutschland von den Anfängen bis 1914*, Gerlingen 1987, S. 269-279. この「シオニスト連合」は、1880年代以降のロシアでのポグロムその他で、東欧からドイツへ流入するユダヤ人と、それと共にドイツ国内で強まる反セム主義に対して、「ユダヤ民族系ドイツ国民」としての自覚から、東欧ユダヤ人のための郷土建設による彼らの救済を目標として成立した。またこの組織の成立は、ドイツでのユダヤ人解放＝同化のプロセスの中でただ否定的のみ捉えられてきた自己のユダヤ人としての部分を、肯定的に再評価しようとする試みでもあった。拙稿『『ドイツシオニスト連合』の成立—第二帝制期ドイツのユダヤ人の一側面—』[以下, 「成立」と略記]『史学研究』(広島大) 184 (1989) 39-61頁。
- (3) 「シオニスト連合」を創設したメンバーたち(第一世代)は、1850-60年代ないしそれ以前の生まれであって、帝国成立とユダヤ人の法的レベルでの解放を熱狂と共に迎えた世代であり、自らは、パレスチナへ移住しようとする意図は持っていなかった。それに対し、1880年代以降に生まれ、まさにドイツ文化の中でドイツ人として育てられながらも、ギムナジウムや大学で反セム主義に晒され、ユダヤ人として扱われた世代の一部は、シオニズム自体に自らのユダヤ人たるアイデンティティーを模索しようとして「シオニスト連合」に参加、活動した。よって、「ユダヤ人に帰るためには、まず、パレスチナに帰らねばならない」といった急進的な主張を彼らは展開したわけである。1904年のテオドール・ヘルツルの死により、シオニスト世界組織での活動方針は、パレスチナへの大量移住の認可をトルコおよび列強から得るといった政治的路線から、まず、パレスチナへの入植

を現実的に遂行していこうとする実践的路線に変わっていった。その中で、ドイツにおけるこの運動の衰微に歯止めを掛けようとする意図からも、この第二世代が力をのばし、1910年以降、「シオニスト連合」の指導権を握っていくことになった。拙稿「成立」,「ユダヤ人問題」を参照。

- (4) Reinharz, *Fatherland*, S. 206-208, Eloni, *a. a. O.*, S. 281-282, Ismar Schorsch, *Jewish Reactions to German Anti-Semitism, 1870-1914*, New York & London 1972, S. 199. この組織は、反シオニスト的啓蒙活動を以下のような小冊子類の発行により行なうだけのものだったようである。Antizionistisches Komitee, *Der Zionismus, seine Theorien, Aussichten und Wirkungen. Schriften zur Aufklärung über den Zionismus*, Berlin o.J., dass., *Zionistische Taktik. Schriften zur Aufklärung über den Zionismus*, Berlin o. J.
- (5) 政治的反セム主義運動の高揚した1890年代初頭、自らを「ドイツ文化に同化した忠実なドイツ国民」であるとして、憲法で保障された同権を主に法廷闘争などにより自衛する目的で、この「中央協会」は93年3月に成立した。当初、自らのユダヤ人たる部分を単にユダヤ教徒とのみ定義し、自らのドイツ国民意識を強調していた「中央協会」も受洗ユダヤ人（背信者）の増加や、急進的シオニスト（第二世代）の出現などにより、次第に、自らのユダヤ人としての部分の定義を改め、深めていく。そこでは、ユダヤ人としての社会的・歴史的背景と文化的遺産をその内容とする「系統（Stamm）意識」が確認され、それと矛盾することなく、それを包含する上位の意識としての「ドイツ国民意識」が定義されていった。拙稿「ドイツ第二帝制期の反セム主義に対するユダヤ人の対応—ユダヤ教徒ドイツ国民中央協会を通じて—」[以下、「対応」と略記]『西洋史学報』13（1987）42-64頁。
- (6) 「中央協会」の個人メンバー数は、1914年には、37, 875人であり、他の組織がそのまま加盟する団体メンバーも含めると、当時のドイツ・ユダヤ人の約3分の1にあたる20万人ほどであった。Schorsch, *a. a. O.*, S. 119, 拙稿「対応」43頁。それに対し「シオニスト連合」の方は、同年、9, 867人のメンバーを有するのみであった。JR 1914, Nr.25, S. 264.
- (7) Egmont Zechlin, *Die deutsche Politik und die Juden im Ersten Weltkrieg*, Göttingen 1969.
- (8) Eva G. Reichmann, "Der Bewußtseinswandel der deutschen Juden", in: W. E. Mosse und A. Paucker (Hg.), *Deutsches Judentum in Krieg und Revolution 1916-1923*, Tübingen 1971, S. 511-612.
- (9) 野村真理「西欧とユードントゥームのはざま—第一次世界大戦期におけるドイツ・ユダヤ人の諸問題—」『歴史学研究』594（1989）64-75, 79頁。
- (10) Stephen Magill, *Defence and Introspect. The First World War as a Pivotal Crisis*

in the German Jewish Experience, Ph.D., UCLA 1977.

- (11) David J. Engel, *Organized Jewish Responses to German Antisemitism during the First World War*, Ph.D., UCLA 1979, ders., “Patriotism as a Shield. The Liberal Jewish Defence against Antisemitism in Germany during the First World War”, in: *YBLBI* 31 (1986), S. 147-171.
- (12) Jürgen Matthäus, *Das Verhältnis zwischen dem “Centralverein deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens” (CV) und der “Zionistischen Vereinigung für Deutschland” (ZVfD) im Ersten Weltkrieg*, [Ruhr Univ. Bochum, Magisterarbeit, 1985], ders., “Deutschtum and Judentum under Fire. The Impact of the First World War on the Strategie of the Centralverein and the Zionistische Vereinigung”, in: *YBLBI* 33 (1988), S. 129-147.

1. 1914～15年

——大戦勃発から東欧ユダヤ人問題に関する論議まで——

1914年8月の大戦勃発における国内でのドイツ・ナショナリズムの高揚や、「戦争においてはどんな党派も存在しない。ただドイツ人があるのみである⁽¹⁾」という皇帝の言葉に象徴される「城内平和」に最も熱狂したのは、ドイツ・ユダヤ人の側では、同化肯定派、つまり、「中央協会」であろう。1893年、反セム主義運動に対する自衛闘争を目的として成立したこの組織は、自分たちがドイツ文化に同化したユダヤ教徒のドイツ国民であって、他のドイツ人と自分たちを隔てるものは宗教の相違以外にはないという立場をとる。このように、「中央協会」は、自らのドイツ人意識を強調し、差別から逃れるため改宗するというユダヤ人の背信行為や、反セム主義的な中傷その他に対する反論・啓蒙・法廷闘争等を行ってきた。よって「中央協会」は、この状況下において忠実なドイツ国民として奉仕することが、形式にすぎない今の「平等」を実質的なものにしようと考えた。つまり、単に国民 (Staatsbürger) としてだけでなく、同胞 (Mitbürger) として認められることになるのだとして、この組織は、今まで行ってきた国内での対シオニズム、対反セム主義の闘争を控え、「城内平和」を守っていく

という方針を採択し、それを続けていく。⁽²⁾「中央協会」副議長で弁護士のオイゲン・フックス（1856-1923）は、14年11月23日ベルリンで開かれた「中央協会」集会で以下のように述べている。「逆説的に響くかもしれないが、この戦争は、偉大な平和の創設者である。諸国民を引き裂くそれは、一国民をもっともまとめるものである。外に向けての戦争は、内に向けての平和であり、もっとも強力な統一の力である⁽³⁾」と。

これに対して、大戦前には、ユダヤ民族主義を強調して、一あくまでレトリックではあろうが一ドイツ人たる立場の否定も辞さないといったラディカルな宣伝を行って勢力拡大を計ろうとしていたより若い世代が中心の「シオニスト連合」は、この大戦勃発によって、今までの路線に大きな方向転換を迫られることになった。ユダヤ人がそれぞれの国家に別れて相争わねばならない状況、世界シオニスト組織の中央事務所がベルリンから他の中立国に移らなかったことによる各国支部組織の孤立化⁽⁴⁾、多くの「シオニスト連合」メンバーの軍隊への召集。こういった諸々のことも手伝って、彼らは、大戦前の方向に代わる路線を出さざるをえなかったわけである。⁽⁵⁾

「シオニスト連合」は、14年10月16日、機関誌『ユードイツシェ・ルントシャウ』〔以下、JR と略記〕紙上で次のように述べている。「Nationalismus は、特定の住民集団の文化的な事柄であって、・・・それが彼らに課する義務は、国家が彼らに課する義務とは矛盾することはない。」⁽⁶⁾つまり彼らは、「国家」を「民族」より上位に置き、二重の忠誠という謗りを免れ、ユダヤ民族としての義務を主張する方は、戦争終結まで棚上げにしようとしたのである。よって、これ以後の彼らの活動路線は、ドイツないし同盟国側の戦況や利害に合わせる形で、自分たちの要求（東欧ユダヤ人の権利擁護や、パレスチナ入植活動の進展など）の達成を図ろうとするものへと変わっていく。

その方向へは、「シオニスト連合」の指導権を第二世代へ譲っていた第一世代の方から、まず実際の動きが始められた。この組織の創設メンバーで初代議長のマックス・ボーデンハイマー（1865-1940）は、14年秋、「シ

オニスト連合」とは別の組織「東方委員会」(Komitee für den Osten)を設立している¹⁷⁾。それは、東部戦線での戦勝で東欧ユダヤ人の居住する旧ポーランド地域が同盟国側の占領下となっていくが、その際、ロシアとの間に緩衝地帯としての多民族国家の設立を提唱し、ドイツには、それによりロシアからの直接攻撃の脅威を弱められる利点を宣伝し、そこに居住する東欧ユダヤ人には、民族的地位の確保を保障しようとする意図からのものであった。¹⁸⁾

また、実際に「シオニスト連合」の指導権を握る第二世代も、今までのラディカリズムを控え、同様の路線を追求している。パレスチナを支配してきたオスマン・トルコが14年11月2日に同盟国側で参戦したことは、シオニズムに対する同盟国側の支持・同意を得てパレスチナにおける目標を追求するという、いわばヘルツル流の政治的シオニズムの路線を彼らに追求させることとなった。1912年にはパレスチナ移住を人生設計に組み入れることをシオニストに要求するポーゼン決議を通し、実践的な路線を追求していた第二世代のドイツ・シオニストのイデオログでこの組織の書記であるクルト・ブルーメンフェルト(1884-1962)が、匿名ではあるが、JR 15年3月5日号に「シオニズムの政治的意義」と題して、以下のことを強調しているのは、まさに象徴的なことと言えよう。すなわち、シオニズムによるパレスチナのユダヤ人コロニーの発展が、トルコ政府には、経済的・政治的発展をもたらし、ドイツにとっても、パレスチナで文化上や経済上の諸関係を広げるのに役立つこと、また、シオニズムには、トルコからパレスチナを切り離したり、そこに独立国家を設立したりする意図はないことなどである。¹⁹⁾このようにして「シオニスト連合」は、一方で、ドイツの世論にアピールしようとし、他方、世界シオニスト組織内でそれまで占めてきた指導的地位と影響力を、各国のシオニスト支部組織が孤立した大戦中においても保持しようとしたのである。

さてそんな「城内平和」の中、大戦当初抑えられていた反セム主義は、1915年秋頃から少々いびつな形で顕在化し始めた。それは、東部戦線の

同盟国占領地域からドイツ本国に流れてくる東欧ユダヤ人に対して向けられ、彼らに対する国境閉鎖のための移民法制定を主張すると共に、その問題の解決に関する一可能性をシオニズム成就の方向に求めるというものであった。さらに反セム主義者に言わせれば、大戦下で大量の「貧しく、身体的にも道徳的にも劣り、人種的にも異質な」東欧ユダヤ人を受け入れるのは、ドイツの経済状況を悪化させるだけではなく、労働者にとっても低賃金で満足する競争相手として現われることによりユダヤ人問題を再燃し、ドイツのユダヤ人が獲得した同権までも取り下げろという主張を強めることになるというわけである。¹¹⁰⁾ただ、東欧（ポーランド）ユダヤ人に関するドイツでの議論は、こういった反セム主義的論調のものが開戦後最初のものではなかったことは押さえておきたい。たとえば、ケーニヒスベルクでラビ職にあったミュンヘン生まれのユダヤ人で聖書研究者・言語学者のフェリックス・ペルレス（1874-?）は、14年に「戦争とポーランド・ユダヤ人—彼らのドイツへの関係について」という冊子において、東欧（とりわけポーランド）ユダヤ人の歴史と迫害状況を示し、中世においてドイツから移り住んだ彼らが現在でもスラブ圏で如何にドイツ人に文化的に近いのか、この戦争でドイツの勝利を如何に望んでいるのか、戦争遂行によって如何にドイツに有益な存在かなどに言及し、ドイツの勝利を彼らの解放につながる人道主義の勝利となるものと結んでいる。¹¹¹⁾

「東欧ユダヤ人問題」に関する反セム主義的な主張に対しては、「シオニスト連合」も「中央協会」も一致して反論するが、両者のその際のニュアンスは、少し異なっていた。ドイツ・シオニストは、概して東欧ユダヤ人に対し、伝統的なユダヤ人としての生活・文化を保持しているのでユダヤ民族再生に重要な存在であるという肯定的印象を抱いていた。よって「シオニスト連合」は、こういったユダヤ人に対する移民法という例外法を制定するのではなく、彼ら東欧ユダヤ人が暴力や権利の恣意的侵害に脅かされることのないよう保障されれば、さらに、市民的権利だけでなくユダヤ人としての民族的な権利が東欧で保障されれば、彼らのドイツへの大量流

入はなくなるとする。そして、ユダヤ人排除の隠れ蓑にシオニズムが利用されることに異議を唱えている。⁽¹²⁾

それに対して、同化肯定派のドイツ・ユダヤ人の中には東欧ユダヤ人に対する国境閉鎖を支持する主張もある中で、「中央協会」の側も、それを押さえ込みつつ、この問題をドイツ国内から切り離して、ポーランド地域内で解決する方法を主張する。「シオニスト連合」の主張と似ているが、「中央協会」は、彼ら東欧ユダヤ人をそこに根づかせるため、彼らのそこへの文化的同化と法的解放というドイツ・ユダヤ人がかつてドイツで経験したものを保障し、ユダヤ民族主義化やドイツ人化は行わないことを主張するのである。そうすれば、彼らは、ポーランド地域での親ドイツ的な存在として、ドイツの支持母体の拠点とも成りうるというわけである。さらに、「中央協会」が恐れたのは、彼らの流入よりも、それを阻止する例外法が制定され、いずれ、ユダヤ人全体にも適応されることになるかもしれないという危険性の方であった。⁽¹³⁾機関誌 *Im deutschen Reich* は述べる。「今日はポーランド・ユダヤ人が、明日は帰化した [ユダヤ人] が、明後日には昔から住んでいたドイツ国民 [であるユダヤ人] が標的にされる。今日は経済的問題が取り沙汰されていても、明日にはそれが政治的諸権利に関しになり、明後日には、信仰の自由が問題にされることになる」⁽¹⁴⁾と。

この「東欧ユダヤ人問題」は、以後、1916年11月の同盟国主導によるポーランド独立宣言や、ロシア革命の勃発などによって、シオニストを除いたドイツ・ユダヤ人やドイツ人の関心を一時的に失っていくことになった。⁽¹⁵⁾またそれは、「中央協会」を中心とする同化肯定派のドイツ・ユダヤ人が、それよりも、直接自分たちに向けられた問題の方に向かざるを得なくなったからでもあった。

〔註〕

- (1) *Im deutschen Reich. Zeitschrift des Centralvereins deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens* [以下, *IdR* と略記] Berlin 1914, Nr.9, S. 324, 344, 1915,

- Nr.1, S. 6, Magill, *a. a. O.*, S. 109.
- (2) Magill, *a. a. O.*, S. 138-141, Engel, *Organized*, S. 143-155, Zechlin, *a. a. O.*, S. 92-93.
- (3) *IdR*, 1915, Nr.1, S. 5, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 43-44, 47-51.
- (4) 1914 年12月3～8日, コペンハーゲンでのシオニスト世界組織・活動委員会会議で, 本部をベルリンから中立国へ移すことが討議されたが, ドイツおよびロシア代表の反対によって否決されている。Zechlin, *a. a. O.*, S. 312, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 60-61.
- (5) 「シオニスト連合」機関紙 *JR* は, 開戦直後の8月7日号で, 「この時, 我々, 過去からの系統に忠実なユダヤ人は, 祖国の最良の臣民に属することを新たに示すことが重要である」と訴えている。*JR*, 1914, Nr.32, S. 343, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 45.
- (6) *JR*, 1914, Nr.41/42, S. 387, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 54.
- (7) Zechlin, *a. a. O.*, S. 118-138, Magill, *a. a. O.*, S. 152-155. この組織は, 14年8月17日, Deutsches Komitee zur Befreiung der russischen Juden という名称でベルリンに設立された。これには, 前述の「中央協会」副議長フックスも参加し, 「シオニスト連合」指導層の一部も16年初頭まで参加していた。これは, シオニストと非シオニストのドイツ・ユダヤ人が協力する開戦後最初の試みとなったが, それが直接「中央協会」と「シオニスト連合」の組織的な協力を提供する場とはならなかった。Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 55-58, 73.
- (8) Max I. Bodenheimer, *So wurde Israel. Aus der Geschichte der zionistischen Bewegung*, Frankfurt a.M. 1958, S. 184.
- (9) *JR*, 1915, Nr.10, S. 79-80. 匿名の著者がブルーメンフェルトであるという論証については, Kurt Blumenfeld, *Im Kampf um den Zionismus. Briefe aus fünf Jahrzehnten*, Stuttgart 1976, S. 43, 48. また, 同様の内容を彼は, 同年7月, 『プロイセン年鑑』でさらに詳しく扱い, ヨーロッパの列強, とくにドイツが東方政策でトルコの経済的・政治的發展を望むならば, そのことと結びついた目標を有するシオニズムこそが, 好都合で将来性のあるパートナーであるということを強調している。Ders., “Der Zionismus. Eine Frage der deutschen Orientpolitik”, in: *Preußische Jahrbücher*, 161 H.1, (Jul. 1915), S. 82-111.
- (10) Georg Fritz, *Die Ostjudenfrage. Zionismus & Grenzschluß*, München 1915, S. 43-44. この冊子は, 正確な出版日は不明だが, 隔週発行の「反セム主義防止協会」機関紙 *Mitteilungen aus dem Verein zur Abwehr des Antisemitismus*, Berlin 1915, Nr. 18 (8. Sep.), S. 81-83. でその内容が取り上げられている。Wolfgang Heinze, “Ostjüdische Einwanderung”, in: *Preußische Jahrbücher*, 162 H.1, (Okt. 1915), S. 111. なお, フリッツは, 東欧ユダヤ人移民阻止のための移民法に関し

て、人種、民族および国籍を判断基準としたいわばオーストラリア方式に近いものを適当とするのに対して、ハインツェは、それを理想的ではあるが実行不可能として、アメリカ式（一定の所持金や教育水準の必要、反社会的分子や一定の伝染病患者の排除）の移民法を求めている。Fritz, *a. a. O.*, S. 48, Heinze, *a. a. O.*, S. 106. その他、この「東欧ユダヤ人問題」に関しては、以下を参照。野村真理、前掲論文、72-75頁。Zechlin, *a. a. O.*, S. 267-277, Engel, *Organized*, S. 45-57, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 67-74. 東欧ユダヤ人の流入を阻止すべきという見解は、大戦以前から、同化肯定派のドイツ・ユダヤ人の間にもみられた。フリッツやハインツェも引用している一例としては、Max Marcuse, "Die christlich-jüdische Mischehe", in: *Sexual-problem. Zeitschrift für Sexualwissenschaft und Sexual-politik*, 8, H.10, (Okt. 1912), S. 691-749. そこでこの雑誌の編者でもあるベルリン生まれのユダヤ人で性科学研究者 (Sexualforscher) のマルクーゼ (1877-?) は、ドイツ・ユダヤ人のドイツへの同化を妨げる要因として東欧ユダヤ人の流入をあげ、それを制限することは、反セム主義ではなく、文化上の問題であると述べている。Ebenda, S. 748-749.

- (11) Felix Perles, *Der Krieg und die polnischen Juden in ihrem Verhältnis zu Deutschland*, Königsberg i. Pr. 1914, 16S. また、同様の評価をするものとしては、Wlad. W. Kaplun-Kogan, *Der Krieg. Eine Schicksalsstunde des jüdischen Volkes*, Bonn 1915, 23S. 1888年ヤルタ生まれのユダヤ人でドイツに移り学んだ経済学者であるこの著者は、大戦中は前述の「東方委員会」でも活動していた。この冊子で彼は、ドイツの本質を備えた彼ら東欧ユダヤ人の東欧での発展がドイツの利害にも合致するとし、戦後ロシアとドイツの間に各民族に同程度の自治権を与えた多民族国家を設立して、東欧ユダヤ人にもその中で「民族」としての権利を与えてやるのが本当の意味でのユダヤ人解放につながり、大規模な移住の動きもおさまると述べている。さらに、Felix A. Theilhaber, *Die Juden im Weltkrieg. Mit besonderer Berücksichtigung der Verhältnisse für Deutschland*, Berlin 1916, 60S. がある。1884年バンベルク生まれのユダヤ人で親シオニスト的な傾向をもつ医師・作家の彼は、ここで東欧ユダヤ人の親ドイツ的な側面を強調し、彼らに今の居住地での民族的・政治的諸権利を保障し、援助を与えること、さらに、そこに収容できない人々を同盟国側政府の好意によりオリエントの地に移すことがこの問題における唯一の解決策としている。Ebenda, S. 48-57. 最後に、ポーランド・ユダヤ人のインテリでポーランドへの同化を望む側からは、上記のようなポーランド・ユダヤ人の親ドイツ的側面の強調が、実はその背後で彼らをドイツ人化しようとする意図の現れだとして非難する見解が出されていることも、ここに記しておきたい。Bernard Lauer, "Zum polnisch=jüdischen Problem (vom Standpunkt eines polnischen Juden)", in: *Preußische Jahrbücher*, 162, H. 2, (Nov. 1915), S.

- 281-301, Nachum Goldmann, "Zum polnisch=jüdischen Problem. Eine Erwiderung", in: *Ebenda*, 162, H.3, (Dez. 1915), S. 457-467.
- (12) *JR*, 1915, Nr.42, S. 335-336, Nr.44, S. 353-354. なお、シオニストの側にも、東欧ユダヤ人流入に対する国境封鎖を支持する見解を示している者もいた。「東方委員会」で活動していたベルリン生まれのシオニストで弁護士のアドルフ・フリーデマン (1871-1932) は、「ドイツにとつての東欧ユダヤ人の意味」と題する論説のなかで、旧ポーランド領内のユダヤ人の処遇の改善が問題の根本的解決の方法だとはしながら、もしドイツ側が国境封鎖を望むなら、それを一時的のみ認め、また、その対象を、ユダヤ人だけではなく、全ての東欧からの貧困者その他、入国許可に考慮を要する人々に広げることが唱えている。*Ostjuden. Kriegshefte der Süddeutschen Monatshefte*, Leipzig und München, Feb. 1916, S. 681. 同号で、前述のボーデンハイマーは「東欧ユダヤ人の入国制限」と題して、フリッツやハインツェに反論し、東欧ユダヤ人にその居住地で、居住権、営業の自由、学問・教育の自由、政治的同権、文化的特性や言語の保護が認められれば、いわゆる「東欧ユダヤ人問題」は解決するとし、国境封鎖とシオニズムが抱き合わせにされることに異議を唱えている。*Ebenda*, S. 733-735。「シオニスト連合」は、フリーデマンを批判し、ボーデンハイマーを支持している。*JR*, 1916, Nr.9, S. 73-74.
- (13) Felix Goldmann, "Deutschland und die Ostjudenfrage", in: *IdR*, 1915, Nr. 10/11, S. 200-209. 「中央協会」内でも、国境封鎖支持の見解が見られた。Kurt Alexander, "Deutschland und Ostjudenfrage. Eine Erwiderung", in: *Ebenda*, 1916, Nr. 1/2, S. 25. では、「東欧ユダヤ人のみに対するだけのものではなく、信仰に関係なく全てのこの〔より低い〕文化レベルにある人々に対する例外法」としての入国阻止立法の導入が、反セム主義的色彩を払拭するものとして支持されている。ここでは、前註のシオニスト、フリーデマンの主張との類似点が興味深い。ドイツ国民としてのドイツ・ユダヤ人の権利を何よりもまず守らねばという意識をここにも読み取ることができよう。なお、*IdR* 編集部は、「矛盾する見解にも耳を傾ける必要」があるからと断ってこの記事を発表している。*Ebenda*, S. 20. また、このアレクサンダーは、1918年段階の「中央協会」メンバーリストによれば、ベルリン西支部の支部長を務めていることから、この発言を過小評価することは出来ない。Paul Rieger, *Ein Vierteljahrhundert im Kampf um das Recht und die Zukunft der deutschen Juden. Ein Rückblick auf die Geschichte des Centralvereins deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens in den Jahren 1893-1918*, Berlin 1918, S. 76. この発言には、ゴルトマンも、「シオニスト連合」も反論および攻撃を行っている。*IdR*, 1916, Nr. 1/2, S. 26-27, *JR*, 1916, Nr. 10, S. 81-82.
- (14) *IdR*, 1915, Nr.10/11, S. 201.
- (15) Magill, a. a. O., S. 242, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 73.

2. 1916～17年

一反セム主義的主張と、両組織の協力関係の模索一

前章で述べた、自分たちに直接向けられた問題とは、1916年10月11日、プロイセン陸軍省によって発令された「ユダヤ人・センサス」である。それは、「ユダヤ人は様々な口実を設けて兵役や前線勤務を忌避しているという苦情」に対して、真実を確かめるために11月1日をもって軍各部署で行われるということであった。⁽¹⁾戦況の膠着状態とドイツ国内での食料や物資の不足のなかで、ドイツ・ユダヤ人のサボタージュや戦時利得を宣伝することにより、彼らにスケープゴートを求めるという反セム主義的な主張。こういった主張は、1915年以来、全ドイツ連盟や農業者同盟といった右翼諸組織、ライヒスハンマーブントといったフェルキッシュな小組織により繰り返されていた。⁽²⁾16年に入って、ユダヤ人の義務不履行を訴える匿名の投書は、陸軍省に殺到している。同年6月始めには東部戦線ブルシロフ(Brussilov)での攻勢が、6月末には西部戦線で、ヴェルダンでの戦いが続くまま新たにソンムの会戦が始まり、8月27日にはルーマニアが協商国側で参戦したため9月から東部戦線南部で戦闘が始まった。さらに国内では、この夏各地で、食料品不足に起因する暴動やストライキが頻発していた。16年夏に成立した第三次陸軍最高司令部は、一方で軍需品生産や原料供給を促進するため、徴兵・動員していた熟練労働者を前線から国内へ戻すことを主張し、9月14日には、前線での戦闘員不足から、兵役に服する者すべてを軍に入隊させることを主張して、陸軍省を突き上げていた。こういった背景もあって、陸軍省は上述の反セム主義的な主張に屈する形になったわけである。⁽³⁾結局、詳細な結果は公表されることはなく、陸軍大臣からドイツ・ユダヤ人の側が引き出し得た回答は、「大戦中のユダヤ人兵士や同胞の行為がこのセンサスのきっかけではない」という明言だけであった。⁽⁴⁾

「シオニスト連合」はこのセンサスを、反セム主義がユダヤ人の行為に対する反動ではなく、ドイツ民族の意識に根づいたものだという証明であると評価した。よって、このセンサスに抗議はするが、シオニズムによらねば結局は反セム主義と効果的に渡り合うことはできないという反応を示している。¹⁵⁾

それに対し、開戦時には「少数派は、認められるためには多数派以上に忠誠心を行動で示さねばならない」として「城内平和」を守ってきた「中央協会」の側は、大きなショックを受けた。しかし「中央協会」はこのセンサスについて、「前線兵士の名誉を傷つけ、ユダヤ人兵士への不快な対応をさらに悪化させるもの」として非難はしたが、それ以上の対応をとることはなかった。見込みのない行動を起こして、反セム主義者の側から非国民と非難されるきっかけを与えることは慎まねばならなかったのであろう。このセンサスを通じて「中央協会」が得た確信は、反セム主義が、この大戦とその中でのドイツ・ユダヤ人の働きによって消え去るものではなく、終戦の後も残っていくであろうというものであった。よって、今から防衛のための準備を、つまり、組織強化を行わねばならないという方針が、17年2月4日の「中央協会」総会で採択されている。¹⁷⁾一方の「シオニスト連合」の方も、16年11月のポーランド独立宣言以降、東欧ユダヤ人に対するドイツ側の関心も次第に薄れ、パレスチナ問題でも、ドイツ政府やトルコ政府の側からの明確な支持の約束を取り付けるまでにいたらず、協商国側のシオニストとの競争で先んずることが出来ないという閉塞状態に陥っていた。¹⁸⁾

こういった両組織の行き詰まりとその打開の方向の模索が、1917年には、両組織の接近を生じさせることとなる。同年2月の「中央協会」総会の直後に出された「シオニスト連合」の K. ブルーメンフェルトの手による論説は、シオニストの側が非シオニストのドイツ・ユダヤ人との基本的協力の準備のあることを示す大戦中初めてのものであった。¹⁹⁾そこで彼は、以下のように述べている。「シオニストと非シオニストとはそれぞれ相手の目

標から大きく離れる立場にあったが、それぞれの立場の支持者は、基本的には同じ活動を行ってきた。また両陣営のメンバーの人生観によれば、相手との協調はひとりで生まれることはない。しかし、シオニスト組織の側では、他の組織と一定の目標においては同盟できることははっきりしている。そういったすべてが望む目標は存在する。それを我々と同盟して達成することに価値を見出す者は、確実に我々の同盟者たり得る⁽¹⁰⁾」と。確かにそこには、ドイツ・ユダヤ人多数派を東欧（ポーランド）ユダヤ人問題やパレスチナ問題に引き込もうとする意図があったことが窺える⁽¹¹⁾。

「中央協会」の副議長フックスも、同年8月、それに対して答えている⁽¹²⁾。つまり、「中央協会」の側は、従来、一定の目標における両者の協力を望んできたこと、両者の相違点も、メンバーの〔ドイツへの〕同化の程度の差といった客観的なものではなく、ユダヤ人たる自分に重きを置くか、ドイツ人たる自分に重きを置くかという主観的なものに過ぎないこと、また、自分たちは反セム主義者の憎悪よりも同宗者の背信のほうがより大きな悪であると見做しており、シオニストと同じくユダヤ的なものの再活性化のために闘っているのであって、彼らがドイツ国内でそのために行う活動には十分協力する用意があること、そして、具体的な協力分野としては、ドイツでの反セム主義と背信に対する闘争であり、東欧ユダヤ人に対する支援などであること。以上のようなことが、フックスによって挙げられている⁽¹³⁾。つまり、両者は、自分たちの根本的なイデオロギーについては譲ることはなく、お互いが一致できる点を模索したのであり、「中央協会」の側は、主にドイツ国内での問題において協力の用意があると答えたことになる⁽¹⁴⁾。

そして、それを具体化させるきっかけを与えたのは、17年11月2日の「バルフォア宣言」⁽¹⁵⁾であった。これはシオニストにとって大戦中最大の出来事であり、これによって、ヘルツルが追求した政治的シオニズムは現実のものとなり得るといふ喜ばしいもののはずであった。しかし、「シオニスト連合」は、ただ単に賛意を表明するだけではなく、次のように述べている。

「シオニストは、パレスチナを支配する勢力に対してもっとも忠実に振舞う義務があるので、シオニスト活動の目標は、シオニズム実現のためにトルコと同盟国側の同意を得ることである。」¹¹⁶⁾つまり、「シオニスト連合」が3年間、同盟国側相手に求めて成果を得られなかったのに対し、イギリスのシオニストはそれをイギリス＝協商国側相手に行って成功したという意識が、そこに反映しているといえよう。これにより、一方で、1915年以来同盟国側の政府相手に行ってきた「シオニスト連合」の戦法は当てにならないものとなってしまい、他方、世界シオニスト組織内での中心的存在としての地位は、ドイツからイギリスのシオニスト支部組織の方に移るといふ「シオニスト連合」にとっては不利な勢力関係の変化が生じることになるわけである。¹¹⁷⁾また、17年末には、ロシアとの停戦の可能性が見えはじめ、ドイツ・ユダヤ人には、出来るだけ早く活動計画を調整する必要が生じていた。すなわち、東部戦線の終結は、東欧や近東地域に広い変化をもたらすわけで、その地域のユダヤ人の利害をも代弁することが、ドイツ・ユダヤ人にとっては、前述の「東欧ユダヤ人問題」等の再発を防ぐ上でも、重要であったわけである。またそのため、講和条約締結に際しては、同盟国側のユダヤ人を代表する機関の設立が必要にもなった。

このような状況下で「中央協会」は、「バルフォア宣言」に相当するようなパレスチナ入植への認可を同盟国側から引き出そうとした「シオニスト連合」の試みを支持している。「中央協会」はドイツ政府に対して、イギリスによる「バルフォア宣言」がトルコを弱めるための手段であり、ドイツ政府は、イギリスに集まる世界のシオニストの支持を妨げ、同盟国側の近東政策にプラスになるよう努めるべきであると述べている。¹¹⁸⁾このように、「シオニスト連合」によるパレスチナでの目標を支持することにより、「中央協会」は、シオニストが自分たち同化肯定派側に近づくことを容易にしようとしたとも言える。実際、すでにパレスチナが大部分協商国側に占領された後ではあるが、17年末、「シオニスト連合」のユリウス・ベッカー (Julius Becker: 1882-1945) は、トルコの宰相タラート・パシャへの

謁見を許され、以下の認可を引き出している。つまり、その収容能力の範囲内で、ユダヤ人の自由な入国・定住を保障し、トルコの新たに制定を検討中の法律のもとで、地方自治や自由な文化発展を保障することにより、ユダヤ人のパレスチナ入植を助成するということであった。さらに18年1月5日には、ドイツ・シオニストの代表と「東方委員会」の代表は、外務省次官補から、トルコ政府による認可を歓迎し、ドイツ側もユダヤ人のそういった活動を理解し、支持する用意があるとのドイツ政府の宣言を伝えられた。⁽¹⁹⁾「中央協会」もこの宣言を、ドイツ祖国の利害を重視するという点から有益であると評価している。⁽²⁰⁾

〔註〕

- (1) ユダヤ人センサスについては、以下を参照。Zechlin, *a. a. O.*, S. 521-541, Magill, *a. a. O.*, S. 256-283, Engel, *Organized*, S. 85-88, 187-200, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 79-91, Reichmann, *a. a. O.*, S. 516-518, Werner T. Angress, "The German Army's 'Judenählung' of 1916. Genesis-Consequences-Significance", in: *YBLBI* 23 (1978), S. 117-137.
- (2) *Mitteilungen aus dem Verein zur Abwehr des Antisemitismus*, 1915, Nr.22 (3.Nov.), S. 116, Nr.24 (1. Dez.), S. 125-127.
- (3) Angress, *a. a. O.*, S. 119-123. さらに、このセンサスにより陸軍省は、軍最高司令部からの突き上げに対して対応しているという姿勢を示そうとし、戦後、ユダヤ人の側から大戦での功績により軍での扱いを改善するよう要求される場合を想定して、それに対抗するための独自の資料としてもこれを利用する意図をもっていた。ドイツ・ユダヤ人の側も、戦後には反セム主義が復活・強化されることを見越して、「中央協会」「シオニスト連合」を含めた12のユダヤ系組織が協力して、「戦争統計委員会」が開戦直後でき、ユダヤ人の戦争参加に関する資料を収集していた。その成果をまとめたものが、Jacob Segall, *Die deutschen Juden als Soldaten im Krieg 1914-1918*, Berlin 1921, 58S. である。それによれば、約10万人のドイツ・ユダヤ人が出征（その5分の4は前線へ）し、1万2千人が戦死、3万5千人が鉄十字勲章を受け、2万3千人が昇進（内2千人以上が将校へ）している。この業績は、彼らが戦闘行為の成功に少なくとも平均的に協力していたことの現れだと、この著者は評価している。*Ebenda*, S. 38.
- (4) Angress, *a. a. O.*, S. 125-133, Zechlin, *a. a. O.*, S. 534-536, Magill, *a. a. O.*, S. 281-283, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 84-86。「中央協会」は反セム主義に対する

防衛活動が主な活動目標であり、官庁との折衝ではこれまで成果を上げてこなかった。よって、1904年にユダヤ系諸組織の上部組織として成立し、「中央協会」と密接に関連している「ドイツ・ユダヤ人連盟」(Verband der deutschen Juden: この組織の第一議長は「中央協会」議長 Maximilian Horwitz)が、このセンサスに対して陸軍省に抗議を行った。センサス自体は、当初伏せられていたが、11月3日、帝国議会での質疑応答の際に発覚した。*Mitteilungen aus dem Verein zur Abwehr des Antisemitismus*, 1916, Nr.23, (15. Nov.), S. 170-173. この「連盟」第三議長で「中央協会」幹部会メンバーであるカッセル (Oskar Cassel: 1849-1923)が陸相フォン・シュタインから引き出した本文中の回答は、17年1月20日付の陸相からの公表を許可された書簡という形であった。このセンサス自体の数値については、反セム主義者ロスや「中央協会」が出した公認とは言えないもの以外には、存在しない。Otto Armin[Alfred Roth], *Die Juden im Heere. Eine statistische Untersuchung nach amtlichen Quellen*, München 1919, 96S., Angress, a. a. O., S. 135.

- (5) *JR*, 1916, Nr.43, S. 351, Magill, a. a. O., S. 264, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 82-83. ここでは、陸軍省のセンサス自体ではなく、10月19日の帝国議会予算委員会中央党議員 M. エルツベルガーがユダヤ人センサスを戦時会社 (Kriegsgesellschaft) に対して行うべきと提案したことに対して、「シオニスト連合」側のコメントが取り上げられている。
- (6) *IdR*, 1914, Nr.9, S. 358.
- (7) *IdR*, 1917, Nr.2, S. 49-61. 内部では、「中央協会」として明確に抗議すべきだという提案が多く出されたが、この総会では上層部によって押さえられている。その際の論調は、沈黙するのはあくまで祖国のため、つまり、外敵に対して祖国ドイツを内から弱め危機に陥れるような行いをさけるためであり、また我慢することにより、自分たちに対する検閲の強化も防止することが出来るということであった。ここでは、さらに今後の活動方針として、「シオニスト連合」を見習って青年を対象とした活動を行うことと、ユダヤ人に対する職業斡旋局 (16年成立) を組織内に編入し、活動分野の拡大を図ることが示されていた。*Stenographischer Bericht über die Hauptversammlung des Centralvereins deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens vom 4. Feb. 1917*, Berlin [1917], S. 32-34, 39-49.
- (8) 「シオニスト連合」も16年12月25~26日、ベルリンで代表者会議を開いている。*JR*, 1916, Nr.52, S. 431-433, 1917, Nr.1, S. 1-10. 以前は、「ユダヤ人にかえるにはまずパレスチナに帰らねばならない」といったラディカルな発言をしていた書記長ブルーメンフェルトが、ここでは一転して、パレスチナ以外の地 (Galuth) でのユダヤ人としての生活の可能性を認め、国内のユダヤ・ゲマインデでの文化的活動を今後の活動分野として強調している。パレスチナだけに関わってられ

- なくなっている状況が、そこに読み取れよう。JR, 1917, Nr.1, S. 2, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 92-94.
- (9) Kurt Blumenfeld, “Innere Politik. Zur jüdischen Entwicklung in Deutschland”, in: *Der Jude. Eine Monatsschrift*, Berlin/Wien [以下, DJ と略記], 1916/17, H.11, (Feb.1917), S. 713-717, Engel, *Organized*, S. 349-351, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 95-97.
- (10) DJ, 1916/17, H.11, S. 714, 717.
- (11) ブルーメンフェルトの書簡には、そのことが窺える。Blumenfeld, *Im Kampf um*, S. 56-58.
- (12) Eugen Fuchs, “Glaube und Heimat”, in: *Neue Jüdische Monatshefte. Zeitschrift für Politik, Wirtschaft und Literatur in Ost und West*, Berlin[以下, NJM と略記], 1916/17, H.22, (Aug.1917), S. 629-641, ders., “Glaube und Heimat”, in: *ders., Um Deutschtum und Judentum. Gesammelte Reden und Aufsätze (1894-1919)*, Frankfurt/M. 1919, S. 247-262, *IdR*, 1917, Nr.9, S. 338-351, Magill, *a. a. O.*, S. 319-322, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 97-99. エンゲルは、マテウスとは逆に、この論説の骨子を、シオニストに対する攻撃と捉えている。この点については、第4章で言及する。Engel, *Organized*, S. 351-353.
- (13) NJM, 1916/17, H.22, S. 629, 632-633, 636, 638-641, *IdR*, 1917, Nr.9, S. 338, 341, 345, 347, 350-351.
- (14) ユダヤ的なものの活性化を目標としていると述べるフックスも、同論説内で以下のように述べている。「私にとってドイツの本質とユダヤの本質の総合は、以下のとおりである。私は国民 (Nation) ということによりドイツ人であり、宗教と祖先からの系統 (Stamm) によりユダヤ人である。しかし、この種の Stamm の特性は、national という意味でドイツ・キリスト教徒との間に差異を与えるものではない。もし私がある人々と異境の荒野に放り出されるとすれば、私はまず、ユダヤ教徒であろうとキリスト教徒であろうと、ドイツ人に近づくであろう。そして、ドイツ人でなくユダヤ人であるという人物には、決して引き付けられないであろうと確信している。」これが、「中央協会」の根本的立場である。Fuchs, *a. a. O. (NJM)*, S. 633-634, *ders., a. a. O. (Um Deutschtum)*, S. 252-253, *IdR*, 1917, Nr.9, S. 343.
- (15) バルフォア宣言成立の経緯については、以下を参照。Zechlin, *a. a. O.*, S. 373-412, ウォルター・ラカー (高坂訳)『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史』第三書館 (1987), 266-299頁。
- (16) JR, 1917, Nr.46, S. 369, Nr.47, S. 377-378. そして「シオニスト連合」は、そこで、ドイツおよび同盟国側に同様の宣言を期待している。
- (17) Zechlin, *a. a. O.*, S. 413-420, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 101, Magill, *a. a. O.*,

S. 327-344. ラカーは、このドイツ・シオニストの複雑な心境については触れず、ただ賛同を示したと述べているが、やはり不十分といえる。ラカー、前掲書、261, 291頁。エンゲルも「シオニスト連合」がこの宣言を手放して賞賛し、この時以降ドイツ・ナショナリズムの表明を控えていったと述べているが、それでは何故、彼らが同様の宣言を同盟国側に求めたのかという点の説明はつきにくくなる。彼の研究は、シオニスト各国支部組織の競合という点を重視していない。Engel, *Organized*, S. 359-360.

(18) *IdR*, 1918, Nr.2, S. 53-55.

(19) パルフォア宣言、トルコ・ドイツ両政府等の宣言は、以下に収録されている。Max Cohen-Reuß, *Die politische Bedeutung des Zionismus*, (Pro-Palästina, H.1), Berlin 1918, S. 25-29. その他この点に関しては、*IdR*, 1918, Nr.2, S. 55, *JR*, 1918, Nr.2, S. 9, Zechlin, *a. a. O.*, S. 419, 426-427, Magill, *a. a. O.*, S. 340-344, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 105-106. エンゲルは、これらがドイツ・シオニストに愛国心の表明を促すような力を持つものではなかったとネガティブに評価している。Engel, *Organized*, S. 360. しかし、ドイツ・シオニストでシオニスト世界組織活動委員会委員長 Otto Warburg (1859-1938)が、タラート・パシャへの謁見のための労をとったドイツ外務省に対し1月2日付けの礼状を送り、この成果を自分たちが求めているパレスチナ郷土設立にとって貴重な前提であると述べ、ドイツ側の承認と助勢を求めていることを付記しておく。これが、1月5日のドイツ側の宣言に結びついたものとも考えうる。Reinharz, *Dokumente*, S. 211-214.

(20) *IdR*, 1918, Nr.2, S. 55.

3. 1918年

—「東方のユダヤ人の権利擁護のためのドイツ・ユダヤ系組織連合」の成立と展開—

前章で述べたように、ユダヤ人のパレスチナ入植の承認・支持をドイツ・トルコ側から得られたことによって、ドイツ・シオニストと同化肯定派のユダヤ人の間に「統一戦線」が成立することになった。それは、「中央協会」「シオニスト連合」も含め、多くのドイツのユダヤ系組織が加盟し、18年1月に成立した「東方のユダヤ人の権利擁護のためのドイツ・ユダヤ系組織連合」(Vereinigung jüdischer Organisationen Deutschlands zur

Wahrung der Rechte der Juden des Ostens: 以下、「組織連合」と略記)である。¹¹⁾これは、「東欧・近東でのすべてのユダヤ人問題について、共同して、ドイツ・ユダヤ人の立場を当該官庁において代弁すること」を目的とし、それによって、同盟国が和平条約締結の際、ユダヤ人の利害に考慮するよう影響することを目標としていた。その際、東方のユダヤ人に対する具体的な権利保護としては、次の5点が挙げられている。①国民としてのあらゆる権利・義務をとまなり法的・現実的平等、②礼拝の自由、③独自のユダヤ文化を育成する権利、④トルコ内への移住、およびそでの営業活動の自由、⑤パレスチナにおける独自のユダヤ文化育成と居住の自由、がそれである。¹²⁾これらからも推察できるように、「組織連合」は、東欧だけでなくパレスチナをもその目的領域とし、シオニストと非シオニストとが、お互いに一致できる点を認めあったという意味での妥協の産物であった。

ただし、この「組織連合」にかけた期待が、「シオニスト連合」と「中央協会」でははっきり異なっていたことは確かである。前者は「組織連合」に関して、次のように述べている。共通の綱領設定について、シオニストの原則に反することなく可能な範囲で、ドイツ・ユダヤ人すべてが例外なく、シオニストの諸要求に合わせていることを確認した、と。つまり「シオニスト連合」にとってこれは、今までのドイツ・ユダヤ人内での孤立状態を克服できる誘いであった。そして、まだロシアやルーマニアとの和平協議や西部戦線での状況で同盟国側勝利の望みが残っていたことを考え、しかもパレスチナ問題や東欧ユダヤ人問題で自らのプランを非シオニストの側に押しつけることができると考えたわけである。¹³⁾それに対して「中央協会」の方は、さらに強まる反セム主義的な雰囲気の中かで、その対策としては、ユダヤ人が一体にまとまるしかないという考えに至っていた。フックスは、この「組織連合」を、ドイツ・ユダヤ系組織にとっての外務省と評価している。そして彼は、外交問題で一致して初めて、内政問題についても、客観的対立が個人的憎悪へ至のを防ぎ得ると述べている。そこに

は、この「組織連合」を単に外交問題に関するドイツ・ユダヤ系組織の上部組織であるだけでなく、ドイツ国内問題におけるユダヤ人の「統一戦線」の前段階になり得ると見做す期待があったことは否めない。⁴⁴⁾

しかし「組織連合」は短命に終わった。それは、ブレスト＝リトフスク条約締結（18年3月）に影響を及ぼすには遅すぎたこと⁴⁵⁾、ルーマニアとの和平締結（18年5月）の際にも、ルーマニア・ユダヤ人の解放（法的平等）を明確に条文化できなかったこと、さらに、18年4月23日、プロイセン内相によって東欧ユダヤ人に対する東部国境の閉鎖措置がとられ、7月にそれが明るみに出たが、それを廃止出来なかったこと⁴⁶⁾、その上、18年夏には敗戦が色濃くなってきており、東方のユダヤ人の権利擁護という点でまとまるというこの「統一戦線」の存在意義自体が失われてしまったことなどが、その理由として考えられる。その後の両組織の動きを略述すれば、「中央協会」の方は、外からの脅威に晒されているドイツへ自己同一化し、忠誠心を示そうとする。たとえば、その機関紙 *Im deutschen Reich* は、前述の東欧ユダヤ人に対する東部国境封鎖を9月号の雑録で小さく扱っているにすぎない。1915年に彼らが反対したことが現実になっているにもかかわらずである。また、11月2日に開かれたメンバー集會でも、強調されたのは、以前にも増して、祖国とユダヤ教共同体への忠誠であった。そして終戦協定が成立した11月11日に「中央協会」は、来るべき国民議會において、信仰の自由と現実的平等を保障・実現するため努力しよう、選挙対策委員会を設立している⁴⁷⁾。それに対し「シオニスト連合」の方は、たとえば、11月革命を「新時代の突発」と、憚ることなく肯定的に評価している。そして11月13日、代表的シオニストがベルリンで開いた會議では、ドイツ・ユダヤ民族委員会の設立提案が賛同をえ、その基礎となる諸要求には、あらゆる外国ユダヤ人に対する例外的法規の排除などと共に、ドイツ・ユダヤ人に関することで自治権を行使し得るようになるためのユダヤ教ゲマインデの改革とそれを総括する全国組織の設立がみられた⁴⁸⁾。しかし、新共和国においても国民としての立場を堅持する「中央協会」の側は、他

の同化肯定派組織と共に、11月25日、それに対抗して次のように宣言している。「我々は、宗教共同体であって、ドイツ国内のユダヤ民族ではないし、民族主義的分離の方向には、それがどんなものであっても反対する。⁽⁹⁾これによって、大戦以前からの対立は再燃することになり、以後両組織は、ワイマル末期まで現実的接近を行うことはほとんどなかったのである。⁽¹⁰⁾

〔註〕

- (1) Zechlin, *a. a. O.*, S. 419, 432-434, Magill, *a. a. O.*, S. 348-355. エンゲルは、「中央協会」と「シオニスト連合」が共に協力できる問題として「東欧ユダヤ人問題」があり、フックスの前述の *Glaube und Heimat* の出版後、17年11月の両組織の代表の話し合いによる双方の確認が、この組織の設立へと至ったとしている。Engel, *Organized*, S. 353-355, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 107-121. これに加盟した組織は、「中央協会」「シオニスト連合」「東方委員会」「ドイツ・ユダヤ人連盟」以外に、*Deutsche Vereinigung für die Interesse der osteuropäischen Juden*, *Deutsch-Israeritischer Gemeindebund*, *Großloge für Deutschland*, *Hilfskomitee für die notleidenden osteuropäischen Juden (Frankfurt/M.)*, *Hilfsverein der deutschen Juden*, *Vereinigung für das liberale Judentum in Deutschland* であり、正統派ユダヤ教徒の組織のみが加盟していなかった。*NJM*, 1917/18, H.11 (Mär. 1918), S. 263-264, *JR*, 1918, Nr.7, S. 50.
- (2) 組織の構成は、各組織の代表2～3名からなる全体会議、14名からなる執行委員会、3名からなる幹部会 (*Hilfsverein* の James Simon, 「ドイツ・ユダヤ人連盟」「中央協会」の Oscar Cassel, 「東方委員会」「シオニスト連合」の Franz Oppenheimer) からなっていた。*NJM*, 1917/18, H.11, S. 263-264, *JR*, 1918, Nr.7, S. 50, Reinharz, *Dokumente*, S. 217-218.
- (3) *JR*, 1918, Nr.7, S. 50, Nr.16, S. 117-119, Reinharz, *Dokumente*, S. 219-221, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 115-117.
- (4) *IdR*, 1918, Nr.2, S. 56, *NJM*, 1917/18, H.11, S. 246, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 112-114.
- (5) *JR*, 1918, Nr.16, S. 117, Nr.20, S. 149, Zechlin, *a. a. O.*, S. 245-250, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 117-119.
- (6) この措置の理由づけは、15年以来ポーランド占領地区のユダヤ人居住区で発疹チフスが蔓延しているので、そのドイツ本国への侵入を防ぐことが挙げられている。「シオニスト連合」をはじめ「組織連合」やその他のユダヤ系組織もこの措

- 置に抗議している。ポーランド側でも、ポーランド語を話し、ポーランドに住んでいたことを証明し得ることを帰国の条件にし、東欧ユダヤ人の帰国を阻もうとした。(彼らの多くは、イデッシュ語を話した。) ドイツで働き一時帰国していた東欧ユダヤ人のドイツへの再入国は認められたが、プロイセン政府におけるこの国境封鎖は、敗戦後19年初頭まで続けられた。S. Adler-Rudel, *Ostjuden in Deutschland, 1880-1940*, Tübingen 1959, S. 47, Zechlin, *a. a. O.*, S. 274-277. *JR*, 1918, Nr.30, S. 229, Nr.34, S. 261-262, Magill, *a. a. O.*, S. 378-379, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 120-121.
- (7) *IdR*, 1918, Nr.9, S. 360, Nr.11, S. 420-421, 427, *JR*, 1918, Nr.45, S. 350-351, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 124-128.
- (8) *JR*, 1918, Nr.46, S. 357, 363, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 128.
- (9) これは、「ドイツ・ユダヤ人連盟」, Deutsch-Israeritischer Gemeinbund と連名で、諸新聞に出されている。*NJM*, 1918/19, H.3/5 (10/25.Nov., 10.Dez.1918), S. 111, *JR*, 1918, Nr.50, S. 389, Matthäus, *Das Verhältnis*, S. 129-130。「ゲマインデブント」は、1869年成立し、ドイツ各地に分散して存在するユダヤ教ゲマインデ(共同体)をまとめ、相互援助や福祉・教育施設の強化をその活動目標にしていた。シオニストによるゲマインデ改革の要求は、彼らにとっても脅威だったといえよう。この組織については Schorsch, *a. a. O.*, S. 23-52. を参照。
- (10) Jehuda Reinharz, "The Zionist Response to Antisemitism in Germany", in: *YBLBI* 30 (1985), S. 105-140.

4. 終わりに

以上の点を見てくれば、第一次世界大戦期のドイツ・ユダヤ人の動向のなかで、これら2組織の関係の変化、つまり、相互不信から協力、そして再対立へという展開が、ドイツ・ユダヤ人の内部情勢以外での歴史的展開に困っていたというマテウスの主張はうなづける。そして、この展開の理由を、これら2組織のドイツ・ユダヤ人内部でのヘゲモニー争いという点にのみ求め、反セム主義運動との直接対決が「城内平和」のなかではまずいので、その代わりに、反セム主義を助長するシオニズムの押さえ込みを「中央協会」側は行っていたとするエンゲルの主張⁽¹¹⁾には、かなり無理があ

ろう。確かに、熱烈な祖国愛の表明が、「シオニズム」に対するネガティブな表現を伴う場合は見られる。例えば、エンゲルはその論拠の大きな1つとして、前述の17年2月のシオニスト、ブルーメンフェルトからの呼び掛けに対して「中央協会」のフックスが答えた論説の中で以下のように述べている点を挙げている。「何故我々は、再び民族、国家を作らねばならないのか？・・・パレスチナに国家が出来ても、それは西欧のユダヤ人には若返りの泉とはならないし、パレスチナのユダヤ人も西欧のユダヤ人には開拓者や模範とはならないであろう。我々は、[それが]ディアスポラでのユダヤ人全体に引き起こす危険を考慮しなければならない。」⁽²⁾しかし、この論説の真意は、後にフックス自身も述べているように、はっきりと両者の相違点を示した上で、「その対立点は守りつつ [お互いが寄り合える] 中間線に沿った共同行動」を行おうというほうにより重点があったと解釈するほうが妥当である。それは、前述の「組織連合」結成の際に他の同化肯定派の組織が「シオニスト連合」を排除しようとしたとき、それに反対し、その加盟を認めさせたのが「中央協会」であったという経緯からも窺えよう。⁽³⁾

ただし、その際の共闘が可能とされた領域2点—東欧ユダヤ人の権利擁護とドイツ国内での背信者や反セム主義者に対する闘争—で、この大戦中に現実に共闘が実施されたのは、「組織連合」に見られる東欧ユダヤ人の権利擁護だけである。後者、特に反セム主義への闘争の方は、敗戦の見込みでさらに反セム主義的雰囲気が高まっていったにもかかわらず、行われなかったことが見落とされてはならない。マテウス自身は言及していないが、この点に関して最後に考察しておきたい。

確かに「シオニスト連合」の方にも、18年秋には、反セム主義に対する闘争への関心が芽生えていたことが確認できる。「シオニスト連合」議長ハントケ (Arthur Hantke: 1874-1955) は18年9月20日付けの書簡で、当時ダンチヒにいたブルーメンフェルトに宛て、次のように述べている。「今までの対反セム主義闘争の手段では、この重大な時期には不十分であるこ

とははっきりしている。・・・よって私は、もし可能であるならば、我々も積極的な計画を持ち出す時期にきているのではという確信を強めている。

[今までの「中央協会」によるような闘争手段への] 批判だけでは、もはや不十分である。また私は、大戦後ドイツ国内で強力な宣伝を行えるよう、ドイツ国内のユダヤ人政策についても計画を持つべきという印象を抱いている。・・・ドイツ・ユダヤ人も、終戦後、ここドイツにおいておそらく厳しい状況に陥るであろうから、彼らには日々の困難が重大事となろうし、我々もまた、それに関係しなければならなくなるであろう。」そして彼は、唯一効果的な防衛方法を、「ドイツ・ユダヤ人全体がそれとして有力な政治的地位を勝ち取る」こと、つまり、「法的・公的な1つの機関 (Institution) として認められること」に求めた。ただし、「ポーランド人やカトリックのような政党を作ってドイツ内政全体にかかわるのではなく、ユダヤ人政策にかかわる領域にのみユダヤ人の政治活動を集中・限定し、ユダヤ人の影響力をうまく配分する」というのであった。⁽⁴⁾これが、もちろんそれ以外のシオニスト側の要求と相俟って、前述の11月13日の彼らによる、ドイツ国内でのユダヤ人に関する自治権を有するドイツ・ユダヤ教ゲマインデの全国組織要求へと結晶していったとすれば、⁽⁵⁾反セム主義に対する防衛活動での「シオニスト連合」による計画は、「中央協会」による以前からの防衛活動路線とは相容れないものとなろう。

つまり、両者が反セム主義に対する防衛活動で協力できなかったのは、この最終的局面でそれぞれが有効と見做す「積極的な防衛活動の方法」に違いが生じてしまっていたからである。そしてその相違の根本にあったのは、大戦前から続いてきた両組織のイデオロギー的な相違である。ユダヤ人としての民族的利害を打ち捨て、ドイツ国民としての権利の自衛を前面に出す「中央協会」の路線(=個人としての同権獲得)では、一国内での民族的自治を前面に出す「シオニスト連合」の方法(=ユダヤ人という社会集団としての同権獲得)は、決して容認できるものではなかった。よって「反セム主義に対する対抗」という点で両者の関係を規定したのは、マ

テウスの言うようなユダヤ人以外での状況変化というより、むしろ、ドイツ・ユダヤ人内部での以前からのイデオロギー上の相違の方にあったことを、ここに付け加えておきたい。

このように、第一次世界大戦下という特異な状況がこれら両組織に与えた協力関係構築の可能性は、結局、帝国瓦解と新状況への期待と共に潰れて去ることとなった。ただし、「中央協会」が今までの活動路線を結局変えられなかったことを単に否定的に評価し、それでもって断罪する⁽⁶⁾のでは、議論は一面的だとしか言えない。何となれば、大戦中にこそ祖国ドイツへの絶対的忠誠を示すことでドイツ人同胞として受け入れられんがため「城内平和」を一貫して守っていかうとした彼らの行動の背後には、法的レベルで同権を得た第二帝制期のドイツ社会においても、やはりマージナルな位置しか許されていなかったという、彼らドイツ・ユダヤ人の立場が大きく影響していたと思われるからである。

〔註〕

- (1) Engel, *Organized*, S. 272-273, ders., *Patriotism*, S. 170-171.
- (2) Engel, *Organized*, S. 352-353, ders., *Patriotism*, S. 169, *NJM*, 1916/17, H.22, S. 639, *IdR*, 1917, Nr.9, S. 348-349. なお, *Glaube und Heimat* は、彼の死後に単行されている。Eugen Fuchs, *Glaube und Heimat. Mit einem Vorwort von Franz Eugen Fuchs*, Berlin 1928.
- (3) *IdR*, 1918, Nr.2, S. 55, 56, *NJM*, 1917/18, H.11, S. 243-249. フックスは18年1月の書簡で以下のように述べている。「私が『信仰と故郷』において [シオニストとの] 世界観の相違を極めてはっきり示したので、我々は、世界観の対立が問題とはならない点でシオニストとの協力が出るのだ。」Fuchs, *Glaube und Heimat (Berlin 1928)*, Vorwort III.
- (4) Reinharz, *Dokumente*, S. 224-226, ders., *The Zionist Response*, S. 109-110.
- (5) このベルリンでの集会 (11月13日) には、ハントケやブルーメンフェルトも参加している。*JR*, 1918, Nr.46, S. 363. (ただし、ブルーメンフェルトがこの際、反セム主義に対する防衛活動に乗り気であったかどうかは不明である。少なくともワイマル期30年頃までは、彼はそれをシオニストの活動とは見做していない。Reinharz, *The Zionist Response*, S. 136-140.)「自治 (Autonomie)」という点に関しては、次のような展開を見せる。11月25～27日ベルリンで開かれた代表者会議

でブルーメンフェルトは、パレスチナ以外の地でのユダヤ人の民族的自治権獲得がパレスチナ郷土建設の理念と矛盾しないことを強調している。つまり前者は後者を準備するものであり、「自治」の中でこそ、ユダヤ人としての教育・文化の保護育成が保障され、後者への発展の道が開けるからである。ただしドイツ・ユダヤ人の場合、その数からして、完全な意味での自治を要求することは出来ない。よって要求するのは主に文化面での自治であって、ユダヤ人学校を設立し、ユダヤ教ゲマインデに教育・文化面、社会保障面での権限を与え、さらに、ドイツ・ユダヤ人全体を国内・対外的に代弁する権能を与えるということになっている。そして彼は、この計画を推進するため、ユダヤ人会議 (Jüdischer Kongreß) の設立を呼び掛けている。Reinharz, *Dokumente*, S. 245-254.

- (6) エンゲルの主張の根本にあるのは、このことである。つまり、彼によれば、「中央協会」がドイツ・ユダヤ人内でのヘゲモニーを守ることのみ考え、大戦中の反セム主義の高まりに際しても「模範的ドイツ国民」を演じるという従来の防衛活動路線から逃れられず、むしろ反セム主義よりシオニズムを押さえ込むことを行った。これが、反セム主義に対する別の方向での防衛活動 (左翼との連帯) 発展の芽を摘み取ることになったというわけである。Engel, *Organized*, S. 262-273, 381-385, ders., *Patriotism*, S. 170-171.

[付記] 本稿は、日本西洋史学会第40回大会で行った報告に加筆訂正したものである。

*Die Tendenzen der deutschen Juden während
des Ersten Weltkrieges*

—über die Beziehung zwischen dem Centralverein
deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens und der
Zionistischen Vereinigung für Deutschland—

Hiroaki NAGATA

Kurz vor dem Durchbruch des Ersten Weltkrieges spaltete sich die deutsche Judenheit in zwei Richtungen (entweder kulturelle Assimilation oder Zionismus) und stand deutlich gegeneinander. In dieser Abhandlung werden die Tendenzen solcher sich gegeneinander spaltenden Juden Deutschlands während des Ersten Weltkrieges dadurch in Betracht gezogen, daß die damalige Beziehung zwischen den zwei jüdischen Organisationen [Centralverein deutscher Staatsbürger jüdischen Glaubens (CV) und Zionistische Vereinigung für Deutschland (ZVfD)] analysiert wird.

Der CV wollte, unter der nationalistischen Situation Deutschlands und dem sog. Burgfriede, seine Treue gegenüber dem Vaterland noch stärker zeigen, weil er es dabei erwartete, dadurch als echte deutsche Mitbürger anerkannt zu werden. Die ZVfD, andererseits, wurde zur strategischen Linienwechsel gezwungen, um ihre zionistischen Interessen auf die Interessen der Mittelmächte und Türkei einzustellen und dadurch zu propagieren.

Erst am Anfang 1918 konnten die beiden Organisationen zum erstenmal in der Weltkriegszeit über die Rechtsschutzfrage der Juden des Ostens

positiv kooperieren. Dabei waren sie beide in eine Sackgasse geraten. Während der CV keine wirksame Abwehrstrategie gegen den unter schlechter Kriegslage und schrechter innerdeutschen, wirtschaftlichen Situation noch stärker werdenden Antisemitismus zeigen konnte, gingen die englischen Zionisten der ZVfD durch Balfor-Deklaration voran. Aus dem Wunsch, diese Sackgasse-Situation zu überwinden, entstand diese Kooperation durch die Gründung der Vereinigung jüdischer Organisationen Deutschlands zur wahrung der Rechte der Juden des Ostens. Aber keine Kooperation der beiden Organisationen entstand über die Abwehr des noch stärker werdenden Antisemitismus. Eine Ursache dafür wird in dieser Abhandlung darin gefunden, daß die für die ZVfD wirksame Abwehrstrategie gegen den Antisemitismus, d. h. die Schaffung einer autonomen, gesamtjüdischen Institution Deutschlands, mit der Abwehrstrategie des CVs nie vereinbar war.